社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会定款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

ア　障害者支援施設の経営

（２）　第二種社会福祉事業

ア　障害福祉サービス事業の経営

イ　障害児通所支援事業の運営

ウ　一般相談支援事業の経営

エ　特定相談支援事業の経営

オ　障害児相談支援事業の経営

カ　知的障害者の更生相談に応じる事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行ため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の困窮している知的障害者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を徳島県徳島市南矢三町二丁目１番５９号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を次の所在地に置く。

（１）徳島県美馬市脇町字小星６３１番地の１に置く。

（２）徳島県美馬市脇町字小星７２６番地６に置く。

（３）徳島県美馬市脇町馬木字銚子場１１８２番地１に置く。

（４）徳島県徳島市川内町榎瀬７８８番２０に置く。

（５）徳島県板野郡北島町北村字三町地34番地1に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人は評議員７名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、外部委員３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議委員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対しては、各年度の総額が１００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
２　評議員会に議長を置く。議長は、その都度、評議員の互選で定める。

（権　限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（召　集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

（決　議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、これに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　　６名以上９名以内
（２）　監事　　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうちの１名を副理事長とすることができる。
４　理事長以外の理事のうちの１名を常務理事とすることができる。
５　前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了をまたず退任した理事又は監事の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（職　員）
第２２条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第２３条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第２４条　運営協議会の委員は８名とする。

（運営協議会の委員の選任）
第２５条　運営協議会の委員は、第２９条の会員の中から理事長が選任する。

（運営協議会の委員の定数の変更）
第２６条　法人が第２４条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

（意見の聴取）
第２７条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者及び知的障害者等の意見を聴取するものとする。

（その他）
第２８条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　会　員

（会　員）
第２９条　この法人に会員を置く。
２　会員は、市町村単位で組織する手をつなぐ育成会運動団体であって、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
３　会員に関する規定は、別に定める。

第７章　理事会

（構　成）

第３０条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第３１条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（召　集）

第３２条　理事会は、理事長が召集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるきは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第３３条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録に記名押印する者は、当該理事会に出席した理事長及び監事とする。

第８章　資産及び会計

（資産の区分）

第３５条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　徳島県美馬市脇町字小星６３１番地の１所在の知的障害者支援施設ルキーナ・うだつの建物

内訳　本館　　鉄筋コンクリート造２階建て　１，８４７．９３平方メートル

自立支援棟　鉄筋コンクリート造平屋建て　　１９８．５０平方メートル

作業支援棟　木造平屋建て　　１１１．９１平方メートル

喫煙所　　木造平屋建て　　８．２８１平方メートル

（２）　徳島県美馬市脇町字小星６３１番地の１所在の知的障害者支援施設ルキーナ・うだつの敷地

４８０９．８６平方メートル

（３）　徳島県美馬市脇町字小星４７３番１、４７３番２、４７５番１、４７５番２、４７６番１、４７６番２、４７７番１、４８０番１所在のルキーナ・うだつの敷地

４４７８平方メートル

（４）　徳島県美馬市脇町字小星473番1所在のルキーナ・うだつの建物

50．3平方メートル

（５）　徳島県美馬市脇町字小星473番1所在のルキーナ・うだつの物置

8．25平方メートル

（６）　徳島県美馬市脇町野村字両線南４１７１番地１のルキーナ・うだつの建物
木造２階建て　１９５．８４平方メートル
（７）　徳島県美馬市脇町字小星７２６番地の６所在のスカイピアの建物
本館　　木造平屋建て　　２８９．２３㎡
（８）　徳島県美馬市脇町字小星７２６番地の１、７２６番地の６所在のスカイピアの敷地
３９１３．３５平方メートル
（９）　徳島県美馬市脇町字小星７２６番地の６所在のスカイピアの温室
７６．８６平方メートル
（１０）　徳島県美馬市脇町馬木字銚子場 1179、1181、1182-1 のイノセントの建物
本館　　木造平屋建て　　３５４．９０平方メートル
（１１）　徳島県美馬市脇町馬木字銚子場 1179、1181、1182-1 のイノセントの敷地
１５４６．４６平方メートル
（１２）　徳島県美馬市脇町馬木字銚子場 1180 番のイノセントの敷地
３３０平方メートル
（１３）　徳島県美馬市脇町字両線南 4173 番 1、4174 番 1 のフローラの敷地
６７０．００平方メートル
（１４）　徳島県美馬市脇町野村字両線南 4173 番 1、4174 番 1 のフローラの建物
３７９．０６平方メートル
（１５）　徳島県美馬市脇町野村字両線南 4171 番 1 のフローラの駐車場
１，０９９平方メートル
（１６）　徳島県美徳島市川内町榎瀬 788 番 20 のワンロックの敷地
２，９６７平方メートル
（１７）　徳島県美徳島市川内町榎瀬 788 番 20 のワンロックの建物
木造２階建て　６７１．３９平方メートル
（１８）　徳島県徳島市川内町榎瀬４７４番地１２３のワンロックの敷地
210．40平方メートル
（１９）　徳島県徳島市川内町榎瀬４７４番地１２３のワンロックの建物
木造2階建て186．86平方メートル
（２０）　徳島県板野郡北島町北村字三町地 34 番地 4、34 番地 3、35 番地 10、同町中村字与今田 4 番地 1、3 番地 2 のちゅうりっぷの敷地
６６１．２１平方メートル
（２１）　徳島県板野郡北島町北村字三町地 34 番地 1 ちゅうりっぷの建物
木造平屋建て　１９７．９１平方メートル
（２２）　基本金　　２００，０００円
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４３条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３６条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。
（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
（３）　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であると関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、

当該貸付に係る償還が滞った場合には遅滞なく所轄庁に届け出るものとする

（資産の管理）

第３７条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３９条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第４０条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第４１条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めにあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４２条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第９章　公益を目的とする事業

（種　別）

第４３条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）　知的障害者のための社会啓発事業
（２）　知的障害者のための研究調査事業
（３）　知的障害者のための関係団体との交流及び協力の事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第１０章　解　散

（解　散）
第４４条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４５条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章　定款の変更

（定款の変更）
第４６条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）
第４７条　この法人の公告は、社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第４８条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	山口俊一
理　事	佐原芳明
〃	尾方敬二
〃	和田　昇
〃	尾形昭二
〃	福永岩一
〃	堀田正文
〃	山田　卓

〃	岩見英雄
〃	柳本隆幸
〃	井内孝次
〃	岡田廣士
〃	竹原正文
〃	桑原正雄
監事	手塚　任
〃	阿部寿夫
〃	木内誠二

附　則（平成１３年　６月２１日徳島県知事認可）
この定款は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成１３年１１月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成１３年１０月１３日から適用する。

附　則（平成１６年　３月３１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成１７年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成１８年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成１８年　９月２２日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成１９年　４月　９日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成１９年　４月　１日から適用する。

附　則（平成１９年　６月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成１９年　６月　１日から適用する。

附　則（平成２１年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行し、平成２１年　４月　１日から適用する。

附　則（平成２１年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、平成２１年　６月　１日から施行する。

附　則（平成２２年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２３年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２４年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２５年　６月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２６年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２７年　６月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成２９年　２月　３日徳島県知事認可）
この定款の変更は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年　１０月　４日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成３１年　４月　１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和元年　８月　６日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和２年　５月２７日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和３年　７月１２日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和３年　９月２７日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和４年　２月２５日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和４年　４月１８日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和４年　８月３１日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和６年　４月　４日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和６年　７月１７日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和７年　１月２８日徳島県知事認可）
この定款の変更は、徳島県知事の認可があった日から施行する。

附　則（令和７年　６月３０日徳島県知事受理）
この定款の変更は、令和７年６月１７日から施行する。